

「千葉市暴力団排除条例の一部改正（案）」に対する意見の概要と市の考え方

意見の概要	市の考え	計画案への反映
<p>今改正で追加となる業種（風俗案内営業、客引き・スカウト営業）の定義を示してください。</p>	<p>次のとおり定義することを予定しています。                      (1) 風俗案内営業：風俗案内（客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業又は歓乐的雰囲気醸し出す方法により客をもてなして飲食をさせる営業に関する情報の提供を受けようとする者の求めに応じ、有償又は無償で、当該情報を提供することをいう。）を行うための施設を設けて、当該施設において、風俗案内を行う営業                      (2) 客引き・スカウト営業：道路その他公共の場所において、不特定の者に対し、次に掲げる行為のいずれかを行う営業（他の特定接客業のいずれかに該当するものを除く。）                      ア 特定接客業（※）のいずれかに該当する営業に関し、客引きをすること。                      イ 特定接客業（※）のいずれかに該当する営業に関し、人に呼び掛け、又はビラその他の文書図画を配布し、若しくは提示して客を誘引すること。                      ウ 特定接客業（※）のいずれかに該当する営業に係る役務に従事するよう勧誘すること。                      エ 写真又は映像の被写体となる役務であって、対価を伴うものに従事するよう勧誘すること。                      ※改正案で新たに特定接客業の対象となる飲食店営業及び風俗案内営業を含みます</p>	<p>—</p>
<p>特定接客業者が自首した場合の刑の減免規定の追加において、カッコ書きで（禁止行為に違反した暴力団員は減免されません）と記されていますが、条例第2条にある暴力団員等の「暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」は減免措置がされますか。</p>	<p>本件条例改正における減免規定は、「本条例第1項第1号の罪を犯した者（特定接客業者）が自首した場合に、その刑を軽減し、又は免除することができる。」と規定するものであり、暴力団員及び暴力団員等は、減免の対象としないことを予定しております。</p>	<p>—</p>
<p>障害者の居住する家庭における家庭内不和、障害者に対する無理解、家庭内の困窮などによって、内部の調和が崩れ、障害者に対して家人が暴力をふるう。これが家庭内暴力の発生要因であって、また、暴力団の元凶であるとみなしうる。                      暴力団の成り立ちを定義する法律は存在していないが、暴力団員の行う暴力的要求行為等について必要な規制を行い、市民生活の安全と平穏の確保を図る法律は存在しているようだ。</p>	<p>前段については、暴力団排除における今後の参考とさせていただきます。                      後段については、ご認識のとおり、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」が存在します。</p>	<p>—</p>